

参考資料 2

平成 27 年 3 月 23 日 (月)

第 6 回佐倉市子育て支援推進委員会

佐倉市条例第 号

佐倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例

佐倉市保育の実施に要する費用の徴収に関する条例（昭和 62 年佐倉市条例第 8 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用について利用者が負担する費用及び延長保育料等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）利用者負担額 法第 27 条第 3 項第 2 号、第 28 条第 2 項各号、第 29 条第 3 項第 2 号及び第 30 条第 2 項各号に規定する政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額をいう。

（2）保育料 市が徴収する利用者負担額をいう。

（3）保育園 佐倉市立保育園の設置及び管理に関する条例（昭和 62 年佐倉市条例第 6 号）第 2 条に規定する保育園をいう。

（4）延長保育 保育園から支給認定子どもが受ける保育であって、保育必要量の範囲を超えて行われるものをいう。

（5）延長保育料 延長保育を受けるに当たって負担すべき額をいう。

2. 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法の例による。

(利用者負担額)

第3条 利用者負担額は、支給認定子どもの該当する次の各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども 別表第1に定める額

(2) 法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子ども 別表第2に定める額

2 前項に定めるもののほか、利用者負担額の算定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(適用除外)

第4条 前条の規定は、佐倉市立幼稚園設置条例（昭和48年佐倉市条例第36号）第2条に規定する幼稚園には、適用しない。

(保育料の徴収)

第5条 市長は、保育園から保育を受けた支給認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者（以下「支給認定保護者等」という。）から、保育料を徴収するものとする。

(延長保育料の徴収)

第6条 市長は、延長保育を受けた支給認定子どもの支給認定保護者等から、延長保育料を徴収するものとする。

2 延長保育料は、別表第3に定める額とする。

(保育料等の減免)

第7条 市長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、別に定めるところにより、保育料及び延長保育料を減額し、又は免除することができる。

(保育料等の納付)

第8条 支給認定子どもの支給認定保護者等は、保育料及び延長保育料を市長が別に定める日までに納付しなければならない。ただし、納付できないことにつき市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にされた保育の実施に係る保育料の徴収については、なお従前の例による。

(法附則第6条第4項に規定する額の徴収)

3 法附則第6条第4項に規定する額の徴収については、第3条及び第7条から第9条までの規定を準用する。

(法附則第9条第1項各号の規定により市町村が定める額)

4 法附則第9条第1項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)及びロ(1)に規定する政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額は、第3条に規定する利用者負担額とする。

別表第1（第3条関係）

階層区分	定義	月額保育料
第Ⅰ階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円
第Ⅱ階層	市町村民税所得割非課税世帯又は市町村民税均等割非課税世帯（第Ⅰ階層に該当する世帯を除く。）	1,800円
第Ⅲ階層	市町村民税所得割の額が38,600円以下の世帯（第Ⅰ階層及び第Ⅱ階層に該当する世帯を除く。）	4,800円
第Ⅳ階層	市町村民税所得割の額が38,600円超77,100円以下の世帯	6,400円
第Ⅴ階層	市町村民税所得割の額が77,100円超144,200円以下の世帯	10,100円
第Ⅵ階層	市町村民税所得割の額が144,200円超211,200円以下の世帯	12,100円
第Ⅶ階層	市町村民税所得割の額が211,200円超278,300円以下の世帯	17,800円
第Ⅷ階層	市町村民税所得割の額が278,300円超の世帯	20,400円

備考

「世帯」とは、支給認定保護者又は扶養義務者の属する世帯をいう。

別表第2 (第3条関係)

階層 区分	定義		3歳未満児 月額保育料		3歳児 月額保育料		4歳以上児 月額保育料	
			保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)及び中国残 留邦人等の円滑な帰国の促進 並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立 の支援に関する法律による支 援給付受給世帯		0円	0円	0円	0円	0円	0円
B1	A 階層を除き、市町村民税所 得割及び均等割の両方が非課 税の世帯であって、在宅障害 児(者)のいるもの又はひとり 親のもの		0円	0円	0円	0円	0円	0円
B2	A 階層及び B1 階層を除く、市 町村民税所得割及び均等割の 両方が非課税の世帯		2,600円	2,500円	2,500円	2,400円	2,500円	2,400円
C1	A 階層から B2 階層までを除 き、市町村民税所得割のみ非 課税の世帯であって、在宅障 害児(者)のいるもの又はひと り親のもの		7,300円	7,200円	4,500円	4,400円	4,500円	4,400円
C2	A 階層から C1 階層までを除 く、市町村民税所得割のみ非 課税の世帯		10,400円	10,300円	8,700円	8,600円	8,700円	8,600円
D1	A 階層から C2 階層ま	22,000円未満	16,000円	15,800円	13,900円	13,700円	13,900円	13,700円
D2	でを除き、 市町村民税	22,000円以上 48,600円未満	18,000円	17,700円	16,300円	16,100円	16,300円	16,100円
D3	所得割課税 世帯であっ	48,600円以上 56,000円未満	22,800円	22,500円	21,100円	20,800円	20,000円	19,700円
D4	て、その市 町村民税所	56,000円以上 72,000円未満	26,900円	26,500円	24,200円	23,800円	22,100円	21,800円
D5	得割の額が 次の区分に	72,000円以上 97,000円未満	30,000円	29,500円	25,600円	25,200円	22,900円	22,600円

D6	該当するもの	97,000 円以上 112,000 円未満	37,300 円	36,700 円	26,500 円	26,100 円	23,100 円	22,800 円
D7		112,000 円以上 138,000 円未満	42,300 円	41,600 円	28,000 円	27,600 円	23,600 円	23,200 円
D8		138,000 円以上 169,000 円未満	44,500 円	43,800 円	28,300 円	27,900 円	23,900 円	23,500 円
D9		169,000 円以上 180,000 円未満	49,200 円	48,400 円	28,600 円	28,200 円	24,100 円	23,700 円
D10		180,000 円以上 210,000 円未満	51,000 円	50,200 円	29,100 円	28,700 円	24,600 円	24,200 円
D11		210,000 円以上 245,000 円未満	54,300 円	53,400 円	29,300 円	28,900 円	24,700 円	24,300 円
D12		245,000 円以上 260,000 円未満	57,200 円	56,300 円	29,600 円	29,100 円	25,100 円	24,700 円
D13		260,000 円以上 301,000 円未満	61,000 円	60,000 円	30,000 円	29,500 円	26,000 円	25,600 円
D14		301,000 円以上	63,500 円	62,500 円	30,500 円	30,000 円	26,500 円	26,100 円

備考

- 1 「保育標準時間」とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 4 条第 1 項の規定により、1 月当たり平均 275 時間までの区分に認定された保育必要量をいう。
- 2 「保育短時間」とは、子ども・子育て支援法施行規則第 4 条第 1 項の規定により、1 月当たり平均 200 時間までの区分に認定された保育必要量をいう。
- 3 「世帯」とは、支給認定保護者又は扶養義務者の属する世帯をいう。

別表第3（第6条関係）

定義	月額延長保育料
保育標準時間の認定を受けた者については、午後6時から午後8時まで	30分につき500円
保育短時間の認定を受けた者については、午前7時から午前9時まで及び午後5時から午後8時まで	30分につき500円

